条 例 議 案 の 概 要

一令和3年12月定例会一

目 次

議案第 112 号	盛岡市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について・・・・	1
議案第 113 号	盛岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について・・・・・	3
議案第 114 号	盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の	
	一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
議案第 115 号	盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	7
議案第 116 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
議案第 117 号	盛岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
議案第 118 号	盛岡市道路の構造の一般的技術的基準を定める条例の一部を改正する条	
	例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
議案第 119 号	盛岡市スポーツ研修センター条例を廃止する条例について・・・・・・・・	23
議案第 120 号	盛岡市生活改善センター条例の一部を改正する条例について・・・・・・・	24
議案第 121 号	盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例について・・・・・・・	26
議案第 122 号	盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定め	
	る条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
議案第 123 号	盛岡市児童館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について・・・	33
議案第 124 号	盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・	35
議案第 125 号	盛岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・	37
議案第 126 号	盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	40

議案第 112 号

盛岡市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

職員の服務の宣誓の実施方法を改めようとするものである。

2 改正の内容

職員の服務の宣誓に際し、対面での署名押印を不要とするため、任命権者等の面前で宣誓書に 署名押印する規定を削除し、宣誓書を任命権者に提出することを規定する。

3 施行期日

公布の日

改正後	改正前
○盛岡市職員の服務の宣誓に関する条例	○盛岡市職員の服務の宣誓に関する条例
昭和26年2月10日条例第11号	昭和26年2月10日条例第11号
改正 略	改正 略
令和3年 月 日条例第 号	
盛岡市職員の服務の宣誓に関する条例	盛岡市職員の服務の宣誓に関する条例
第1条 略	第1条 略
第2条 新たに職員と <mark>なった者は </mark>	第2条 新たに職員と <mark>なつた者は,任命権者又は任命権者の定める上級の公</mark>
	務員の面前において,任命権者が定める宣誓書 <mark>に 署名押印して</mark> から
でなければ,その職務を <mark>行って</mark> はならない。	でなければ,その職務を <mark>行つて</mark> はならない。
第3条 略	第3条 略
附 則 略	附則略
附 則(令和3年条例第 号)	
この条例は、公布の日から施行する。	

議案第 113 号

盛岡市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

審査申出書への押印並びに口述書への署名及び押印を不要としようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 審査申出者が提出する「審査申出書」への押印を不要とする。
- (2) 口頭審理において審査申出者が提出する「口述書」への署名及び押印を不要とする。

3 施行期日

公布の日

改正後 改正前 ○盛岡市固定資産評価審査委員会条例 ○盛岡市固定資産評価審査委員会条例 昭和26年10月4日条例第48号 昭和26年10月4日条例第48号 改正 略 改正 略 令和3年 月 日条例第 号 盛岡市固定資産評価審査委員会条例 盛岡市固定資産評価審査委員会条例 第1条から第3条まで 略 第1条から第3条まで 略 (審査の申出) (審査の申出)

- 第4条 法第432条の規定による審査の申出は,審査申出書正副2通を委員会第4条 法第432条の規定による審査の申出は,審査申出書正副2通を委員会 に提出してしなければならない。
- 2 法第432条第2項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年2 法第432条第2項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年 法律第68号) 第19条第2項の条例で定める事項は、口頭で意見を述べるこ 法律第68号) 第19条第2項の条例で定める事項は、口頭で意見を述べるこ とを求める場合におけるその旨とする
- 3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選 3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選 したとき又は代理人によつて審査の申出をするときは、審査申出書には, 行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項に規定する書 面を添付しなければならない。
- 項に変更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項を書面で 委員会に届け出なければならない。
- 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失<mark>6</mark> 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失 つたときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。
- 第5条から第6条の2まで 略

(口頭審理)

- 第7条 口頭審理の指揮は、委員会が指定する審査長が行う。
- 2 委員会は、口頭審理を行う場合においては、その都度口頭審理の日時及 2 委員会は、口頭審理を行う場合においては、その都度口頭審理の日時及 び場所を審査申出人及び市長に通知しなければならない。
- 3 委員会は、必要があると認める場合においては、関係者相互の対質を求 3 委員会は、必要があると認める場合においては、関係者相互の対質を求 めることができる。
- 述書の提出を許すことができる。
- 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を<mark>記載しなければ</mark>
- ならない。 (1) 提出者の住所及び氏名
- (2) 提出の年月日
- (3) 証言すべき事項
- 6 委員会は、口頭審理を終了するに先だつて、審査申出人に対して意見を 6 委員会は、口頭審理を終了するに先だつて、審査申出人に対して意見を 述べ、かつ、必要な資料を提出する機会を与えなければならない。
- 書記は、口頭審理について調書を作成しなければならない。
- 8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行つた委員及び調書 8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行つた委員及び調書 を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。
- (1) 事案の表示
- (2) 審理の場所及び年月日
- (3) 出席した関係者の住所及び氏名
- (4) 審理の要領
- (5) その他必要な事項
- 第8条から第13条まで 略

附則 略

附 則 (令和3年条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する

- に提出してしなければならない。
- とを求める場合におけるその旨とする
- したとき又は代理人によつて審査の申出をするときは,審査申出書には, 行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項に規定する書 面を添付しなければならない。
- 4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団 であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によ つて審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。
- <u>4</u> 審査申出人は,審査申出書(添付書類を含む。)の提出後,その記載事<mark>5</mark> 審査申出人は,審査申出書(添付書類を含む。)の提出後,その記載事 項に変更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項を書面で 委員会に届け出なければならない。
 - つたときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。
 - 第5条から第6条の2まで 略

(口頭審理)

- 第7条 口頭審理の指揮は、委員会が指定する審査長が行う。
- び場所を審査申出人及び市長に通知しなければならない。
- めることができる。
- 4 委員会は、関係者に対し、その請求により口頭による証言に代えて、口 4 委員会は、関係者に対し、その請求により口頭による証言に代えて、口 述書の提出を許すことができる。
 - 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を<mark>記載し、提出者がこれに署名押印</mark> しなければならない。
 - (1) 提出者の住所及び氏名
 - (2) 提出の年月日
 - (3) 証言すべき事項
 - 述べ、かつ、必要な資料を提出する機会を与えなければならない。
 - 7 書記は、口頭審理について調書を作成しなければならない。
 - を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。
 - (1) 事案の表示
 - (2) 審理の場所及び年月日
 - (3) 出席した関係者の住所及び氏名
 - (4) 審理の要領
 - (5) その他必要な事項
 - 第8条から第13条まで 略

附 則 略

議案第 114 号

盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第 122号。以下「復興特区法」という。)等の改正に伴い,固定資産税の課税免除の対象とする家屋等の取得の期間を定めるほか,必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

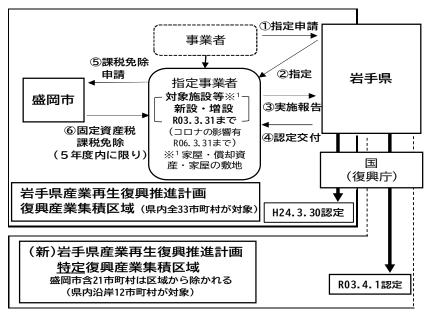
- (1) 復興特区法の改正に伴い、岩手県産業再生復興推進計画が変更されたことにより、盛岡市復興産業集積区域が対象外となったことから、変更前の当該計画による適用期間(認定日から令和3年3月31日まで)を対象施設等の取得期間として定める。
- (2) 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和3年3月31日までに取得することができなかったと認められる対象施設等については、取得期間を令和6年3月31日まで延長する。

3 施行期日

公布の日

4 その他

(参考)制度の概要図



○盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例 平成24年12月25日条例第38号

改正 略

令和3年 月 日条例第 号

盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は,<mark>復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和2年法律</mark> 第46号)第2条の規定による改正前の 東日本大震災復興特別区域法(平成 23年法律第122号。以下「旧法」という。)第6条第1項に規定する認定復 興推進計画に定められた旧法第4条第2項第4号イに規定する復興産業集 積区域の区域内において当該認定復興推進計画に定められた旧法第2条第 3項第2号イ又は口に掲げる事業 (東日本大震災の被災者等に係る国税関 系法律の臨時特例に関する法律施行令 (平成23年政令第112号) 第12条の 2 <mark>第1項に規定するものを含む。以下</mark>「事業」という。)の用に供する施設 又は設備を新設し、又は増設した者に対する固定資産税の課税免除に関し 必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の適用)

第2条 <mark>離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置</mark>第2条 <mark>_____</mark> が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令(令和3年総務 省令第32号) 第7条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第 十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合 <mark>等を定める省令</mark> (平成23年総務省令第168号 第1号に規定する対象施設等を新設し、又は増設した者(事業を実施 する個人事業者又は法人で旧法第37条第1項若しくは旧法第39条第1項に 規定する指定事業者又は<u>旧法</u>第40条第1項に規定する指定法人に該当する ものであって同号 に規定する認定日から令和3年3月31日まで の間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。) に ついて、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地で ある土地(同号に規定する認定日から令和3年3月31日まで(当該対象施 設等が,離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措 置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令附則第7条第 2項に規定する旧特定機械装置等又は同項に規定する旧開発研究用資産で ある場合にあっては、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで)の間 に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から 起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった 場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税は、事業の用 に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後5年 度内に限り, その課税を免除する。

第3条から第6条まで 略

附 則

附 則(令和3年条例第 号)

の条例は,公布の日から施行する

改正前

○盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例 平成24年12月25日条例第38号

改正 略

盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例

第1条 この条例は,

東日本大震災復興特別区域法(平成 23年法律第122号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する認定復 興推進計画に定められた 法第4条第2項第4号イに規定する復興産業集 積区域の区域内において当該認定復興推進計画に定められた 法第2条第 3項第2号イ又は口に掲げる事業(

<mark>以下</mark>「事業」という。)の用に供する施設 又は設備を新設し、又は増設した者に対する固定資産税の課税免除に関し 必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の適用)

東日本大震災復興特別区域法第

四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合 等を定める省令(平成23年総務省令第168号。以下「令」という。)第1条 第1号に規定する対象施設等を新設し、又は増設した者(当該事業を実施 する個人事業者又は法人で<u>法</u>第37条第1項若しくは<u>法</u>第39条第1項に 規定する指定事業者又は<u>法</u>第40条第1項に規定する指定法人に該当する ものであって<mark>令第1条第1号</mark>に規定する認定日から<u>平成33年3月31日</u>まで の間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。) に ついて、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地で ある土地(同号に規定する認定日以後において

<mark>-</mark>取得したものに限り,かつ,土地については,その取得の日の翌日から 起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった 場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、事業の用 に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後5年 度内に限り, その課税を免除する。

第3条から第6条まで 略

附則

議案第 115 号

盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国の例に準じ、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する食事施設等に係る道路占用料の額を定めようとするものである。

2 改正の内容

別表に規定する道路占用料の額に,道路法施行令(昭和27年政令第 479号)第7条第8号に掲げる施設であるオープンカフェ等の食事施設や物品の販売,サービスの提供のための施設についての道路占用料の額を追加する。

3 施行期日

公布の日

4 その他

道路法施行令第7条第8号(抜粋)

高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第33条第2項第2号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地に設ける食事施設,購買施設その他これらに類する施設でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

○盛岡市道路占用料徴収条例

昭和30年3月25日条例第16号

改正 略

令和3年 月 日条例第 号

盛岡市道路占用料徴収条例

第1条 略

(占用料の額)

改正 略

盛岡市道路占用料徴収条例

○盛岡市道路占用料徴収条例

第1条 略

(占用料の額)

第2条 占用料の額は,別表の規定により算出して得た額(その額が100円に第2条 占用料の額は,別表の規定により算出して得た額(その額が100円に の額が100円に満たないときは、100円)の合計額とする。

第3条から第5条まで 略

附 則 略

附 則(令和3年条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

(N) 2 V (N)	/K/		
	占用物件	単位	占用料 (円)
法第32条第	第1種電柱	1本につき	510
1項第1号		1年	
に掲げる工	第2種電柱		790
作物	第3種電柱		1, 100
	第1種電話柱		460
	第2種電話柱		730
	第3種電話柱		1,000
	その他の柱類	1	46
	共架電線その他上空に設け	長さ1メー	5
	る線類	トルにつき	
	地下に設ける電線その他の		3
	線類		
	路上に設ける変圧器	1個につき	450
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1年	
	地下に設ける変圧器	占用面積1	270
	2011年10日 0000年11日	平方メート	2.0
		ルにつき1	
		年	
	変圧塔その他これに類する		910
	もの及び公衆電話所	1年	
	郵便差出箱及び信書便差出	1 '	380
	箱		
	広告塔	表示面積 1	1, 900
	/ L / L	平方メート	1,000
		ルにつき 1	
		年	
	その他のもの	占用面積1	910
	C 07 1E 07 G 07	平方メート	310
		ルにつき 1	
		年	
法第32条第	外径が0.07メートル未満の		19
1項第2号	もの	トルにつき	1,
に掲げる物	外径が0.07メートル以上	1年	27
件	0.1メートル未満のもの	1	2.
	外径が0.1メートル以上		41
	0.15メートル未満のもの		1
	外径が0.15メートル以上		58
	0.2メートル未満のもの		3.0
	外径が0.2メートル以上0.3		0,0
			82
	メートル未満のもの	-	
	外径が0.3メートル以上0.4		110
	メートル未満のもの		
	外径が0.4メートル以上0.7]	190

満たないときは、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降に 満たないときは、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降に わたる場合においては、各年度ごとに同表の規定により算出して得た額(そ) わたる場合においては、各年度ごとに同表の規定により算出して得た額(そ の額が100円に満たないときは、100円)の合計額とする。

改正前

昭和30年3月25日条例第16号

第3条から第5条まで 略

附 則 略

別表 (第2条関係)

	占用物件	単位	占用料(円)
法第32条第 1	第1種電柱	1本につき	510
項第1号に掲		1年	
げる工作物	第2種電柱		79
	第3種電柱		1, 10
	第1種電話柱		46
	第2種電話柱		73
	第3種電話柱		1,00
	その他の柱類		4
	共架電線その他上空に設け	長さ1メー	5
	る線類	トルにつき	
	地下に設ける電線その他の	1年	S
	線類		
	路上に設ける変圧器	1個につき	45
		1 年	
	地下に設ける変圧器	占用面積1	27
		平方メート	
		ルにつき 1	
		年	
	変圧塔その他これに類する	1個につき	91
	もの及び公衆電話所	1年	
	郵便差出箱及び信書便差出		38
	箱		
	広告塔	表示面積1	1, 90
		平方メート	
		ルにつき 1	
		年	
	その他のもの	占用面積1	91
		平方メート	
		ルにつき 1	
		年	
法第32条第1	外径が0.07メートル未満の	長さ1メー	1
項第2号に掲	もの	トルにつき	
げる物件	外径が0.07メートル以上	1年	2
	0.1メートル未満のもの		
	外径が0.1メートル以上		4
	0.15メートル未満のもの		
	外径が0.15メートル以上		5
	0.2メートル未満のもの		
	外径が0.2メートル以上0.3		8
	メートル未満のもの		
	外径が0.3メートル以上0.4		11
	メートル未満のもの		
	外径が0.4メートル以上0.7		19

		改正後		<u> </u>	 		改正前	-	1
	メートル未満の		-			メートル未満の			
	外径が0.7メー			270		外径が0.7メー			27
	メートル未満の					メートル未満の			
	外径が1メー	トル以上のも		550		外径が1メー	トル以上のも		55
- 第99条第1	の 項第3号及び	第4早に規	占用面積1	910	上第39条第 1 T	の 項第3号及び第	19に掲げ	上田面積1	91
、 732	THE TIME	20 1 - 1 (C.14)	平方メート	310	る施設	RATO JACO	7 4 7 (-14)()	平方メート	31
	地下街及び地	陸数が1の	1	Aに0,005を		地下街及び地			Aに0,005を
	下室		年	乗じて得た額	項第5号に掲		1 1 29 4 1 1	年	乗じて得た額
- 掲げる施		階数が2の		Aに0.008を	げる施設		階数が2の		Aに0.008を
L Č		もの		乗じて得た額			もの		乗じて得た額
		階数が3以	1	Aに0.01を乗			階数が3以		Aに0.01を乗
		上のもの		じて得た額			上のもの		じて得た額
	上空に設けるi	<u></u> 通路		930		上空に設けるi	 通路		93
	地下に設けるi	通路	1	560		地下に設けるi	通路		56
	その他のもの			910		その他のもの			91
去第32条第	祭礼,縁日その	の他の催しに	占用面積 1	19	法第32条第1	祭礼,縁日その	の他の催しに	占用面積1	1
1 項第 6 号	際し、一時的に	こ設けるもの	平方メート		項第6号に掲	際し、一時的に	こ設けるもの	平方メート	
こ掲げる施			ルにつき 1		げる施設			ルにつき 1	
艾			日					日	
	その他のもの		占用面積 1	190		その他のもの		占用面積1	19
			平方メート					平方メート	
			ルにつき 1					ルにつき 1	
		I	月				1	月	
	看板(アーチ		表示面積1	190		看板(アーチ		表示面積1	19
	であるものを	けるもの	平方メート			であるものを	けるもの	平方メート	
下政令第479			ルにつき 1		令第479号。以	除く。)		ルにつき1	
号。以下「政		- 11 - 1	月		下「政令」と		- 11 - X	月	
う」という。) * 7 名 ** *			表示面積1	1, 900	いう。) 第7			表示面積1	1,90
第7条第1		の	平方メート		条第1号に掲		の	平方メート	
号に掲げる ************************************			ルにつき 1		げる物件			ルにつき1	
勿件			年またのも	720				年またのも	70
	標識		1 本につき 1 年	730		標識		1 本につき 1 年	73
	 旗ざお	祭礼,縁日そ		19		 旗ざお	祭礼,縁日そ		1
		の他の催し	1 日				の他の催し	1 日	
		に際し,一時					に際し,一時		
		的に設ける					的に設ける		
		もの					もの		
		その他のも	1本につき	190			その他のも	1 本につき	19
		の	1月				の	1月	
	幕(政令第7	祭礼,縁日そ	その面積1	19		幕(政令第7	1		1
	条第4号に掲	の他の催し	平方メート			条第4号に掲	の他の催し	平方メート	
	げる工事用施		ルにつき 1			げる工事用施		ルにつき 1	
	設であるもの	的に設ける	日			設であるもの	的に設ける	日	
	を除く。)	もの				を除く。)	もの		
			その面積1	190				その面積1	19
		の	平方メート				の	平方メート	
			ルにつき 1					ルにつき1	
		丰 朱文 there	月またっち				千木ヶ 味…	月また。こ	
	アーチ	車道を横断	1 基につき	1, 900		アーチ	車道を横断	1 基につき	1,90
		するもの	1月	000			するもの	1月	
		その他のも		930			その他のも		93
h 会	 2 号に掲げる	の工作物	占用面積1	910	耐 合第 7 冬等	 2 号に掲げるエ	Y / - 化助	占用面積1	91
× 下	コムケに拘りる	工1F物	古用面積 I 平方メート	910		⊿ 々に拘ける⊥	- I F1例	凸用面積Ⅰ 平方メート	91
			平万メートルにつき 1					平万メート ルにつき 1	
			ルにつさ I 年					ルにつさ I 年	
3		丁重田協塾	占用面積1	190	 耐会第7条第	 4 号に掲げるエ	重田協設 13	<u>+</u> 占用面積1	19
	コサクに何りつ			190	び同条第5号			白用曲傾 I 平方メート	19
	号に掲げるて	事用材料	T 7 7 - 1						
及び同条第5	号に掲げる工 66号に掲げる		平方メート ルにつき 1	91		6 号に掲げる仮		ルにつき1	9

	改正後		
政令第7条	トンネルの上又は高架の道	占用面積1	A に0. 016を
第8号に掲	路の路面下(当該路面下の	平方メート	乗じて得た額
<mark>げる施設</mark>	<u>地下を除く。)に設けるも</u>	<u>ルにつき1</u> 年	
	<u></u>		
	<u>上空に設けるもの</u>		<u>Aに0.023を</u>
ĺ			乗じて得た額
ĺ	<u>地下(トンネ</u> 階数が1のも		<u>Aに0.005を</u>
ĺ	<mark>ルの上の地下</mark> の		乗じて得た額
ĺ	<u>を除く。)に</u> 階数が2のも		<u>Aに0.008を</u>
ĺ	<mark>設けるもの</mark> <mark>の</mark>		乗じて得た額
ĺ	階数が3以上		Aに0.01を乗
	<u>のもの</u>		じて得た額
	<mark>その他のもの</mark>		<u>Aに0.033を</u>
			乗じて得た額
<u>政令第7条</u>	建築物		<u>Aに0.016を</u>
第9号に掲			乗じて得た額
<u>げる施設</u>	<u>その他のもの</u>		A に 0. 012を
	-1. 11. 11		乗じて得た額
政令第7条	建築物		Aに0.023を
第10号に掲			乗じて得た額
げる施設及	その他のもの		Aに0.012を
び自動車駐			乗じて得た額
車場 政令第7条	トンネルの上又は高架の道		A に 0. 016を
	路の路面下に設けるもの		Aに0.010を 乗じて得た額
がる応急仮	上空に設けるもの		未じく特に領 Aに0.023を
設建築物	エエに飲いるもの		乗じて得た額
M 不 不 1//	その他のもの		未じく特に領 Aに0.033を
	こうほう ひり		乗じて得た額
政会第7条領	Ⅰ 第12号に掲げる器具		未じく特に領 Aに0.033を
<u> 外 11 初 1 不 2</u> 	1117.7.10101.9.4454		乗じて得た額

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考1において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考2において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表す。
- 6 表示面積,占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平 方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又はこれらの面積若 しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があ るときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さ を切り捨てて計算する。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。

<u> 政令第7条第</u>	建築物	占用面積1	<mark>Aに0.016を</mark>
9号に掲げる		平方メート	乗じて得た額
<u>施設</u>	<mark>その他のもの</mark>	ルにつき1	<u>Aに0.012を</u>
		<mark>年</mark>	乗じて得た額
政令第7条第	建築物		Aに0.023を
10号に掲げる			乗じて得た額
施設及び自動	その他のもの		Aに0.012を
車駐車場			乗じて得た額
政令第7条第	トンネルの上又は高架の道		Aに0.016を
11号に掲げる	路の路面下に設けるもの		乗じて得た額
応急仮設建築	上空に設けるもの		Aに0.023を
物			乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を
			乗じて得た額
政令第7条第	 12号に掲げる器具		Aに0.033を
			乗じて得た額
老			

改正前

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考1において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する 電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち 3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下 備考2において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱 のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話 柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 5 Aは, 近傍類似の土地の時価を表す。
- 6 表示面積,占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。

議案第 116 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

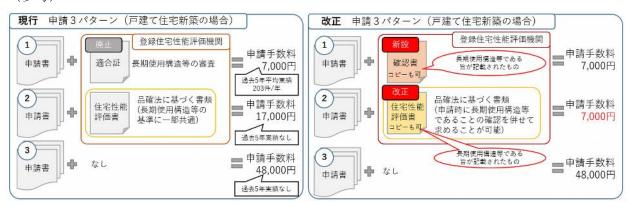
1 改正の趣旨

住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)の改正に伴い、住宅の構造及び 設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書等の提出があった場合における長期優良住宅 建築等計画認定申請手数料及び長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額を定めようとす るものである。

2 改正の内容

「住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)」の改正により「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。)」に基づく長期優良住宅建築等計画認定の申請において、「登録住宅性能評価機関」が交付する「長期使用構造等である旨」が記載された品確法第6条の2第3項に規定する「確認書」又は同条第4項に規定する「住宅性能評価書」を添付した場合は、長期優良住宅法の主要な認定基準に適合しているものとみなされることから、この場合の認定申請手数料を改めて定めるもの(改正後は、これまで運用通知で定めていた「適合証」は廃止となる。)。

(参考)



3 施行期日

令和4年2月20日(公布の日から9月を超えない範囲内において施行される改正後の品確法の施行の日と同日)

4 その他

(1) 長期優良住宅建築等計画認定とは

良質な住宅が、長期にわたり良好な状態で使用されることを目的として、構造や設備についての耐震性や省エネルギー等の基準(長期使用構造等)に適合する建築計画を認定するもの。

- (2) 認定を受けることのメリットは
 - ・融資 住宅金融支援機構のフラット35借入金利が▲0.25%(当初10年間)引き下げ
 - ・税制 所得税における住宅ローン減税や固定資産税の減額措置,登録免許税等の優遇措置 が通常に比べて有利に受けることができる。
- (3) 長期優良住宅の認定基準
 - ア 長期使用構造等の項目
 - ・腐食, 不朽等の劣化対策 ・耐震性 ・構造, 設備の変更の容易性
 - ・維持管理更新の容易性 ・高齢者等対策 ・省エネルギー

イ その他の項目

- ・住宅の規模 ・居住環境の維持向上 ・自然災害への配慮 ・維持保全計画
- 資金計画
- (4) (参考) 盛岡市手数料条例別表(抜粋)

65の12 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料(下線部分が改正箇所)

事務		区分		並付図書の 種別			
事物	₽//		添付図書無	適合証→ <u>確認書※</u>	住宅性能評価書※		
		ア 戸建住宅 新築	-	48,000円	7,000円	17,000円 → <u>7,000円</u>	
		イ 戸建住宅 増改築	-	72,000円	10,000円	-	
			(ア) 500㎡以内のもの	112,000円	13,000円	61,000円 → <u>13,000円</u>	
			(イ) 500㎡を越え1,000㎡以内のもの	179,000円	23,000円	97,000円 → 23,000円	
			(ウ) 1,000㎡を越え2,500㎡以内のもの	352,000円	33,000円	181,000円 → 33,000円	
65Ø12		ウ 共同住宅 新築	(エ) 2,500㎡を越え5,000㎡以内のもの	630,000円	61,000円	309,000円 → <u>61,000円</u>	
長期優良住		7 大同住宅 机架	(オ) 5,000㎡を越え10,000㎡以内のもの	1,081,000円	104,000円	475,000円 → <u>104,000円</u>	
宅の普及の促 進に関する法	(1) 次に掲げる 建築物等の区分 に応じ, それぞ れ次に定める額		(カ) 10,000㎡を越え20,000㎡以内のもの	2,000,000円	171,000円	864,000円 → <u>171,000円</u>	
律第5条第1 項から第5項			(キ) 20,000㎡を越え30,000㎡以内のもの	2,856,000円	210,000円	1,177,000円 → 210,000円	
までの規定に			(ク) 30,000㎡を越えるもの	3,499,000円	224,000円	1,424,000円 → 224,000円	
基づく長期優			(ア) 500㎡以内のもの	168,000円	19,000円	-	
良住宅建築等 計画の認定の			(イ) 500㎡を越え1,000㎡以内のもの	268,000円	34,000円	-	
申請に対する			(ウ) 1,000㎡を越え2,500㎡以内のもの	528,000円	49,000円	-	
審査		- 井田谷南等 増水等	(エ) 2,500㎡を越え5,000㎡以内のもの	945,000円	91,000円	-	
		工 共同住宅等 増改築	(オ) 5,000㎡を越え10,000㎡以内のもの	1,623,000円	155,000円	-	
			(カ) 10,000㎡を越え20,000㎡以内のもの	3,001,000円	256,000円	-	
			(キ) 20,000㎡を越え30,000㎡以内のもの	4,287,000円	315,000円	-	
			(ク) 30,000㎡を越えるもの	5,252,000円	335,000円	-	
	(2)略	B ² 2	略	Bå	B 2	略	

※長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。

改正後 改正前 ○盛岡市手数料条例 ○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 平成12年3月30日条例第29号 改正 略 改正 略 令和3年 月 日条例第 号 盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例

第1条 略

(手数料の徴収等)

第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は,同表|第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は,同表 等をした者から徴収する。

から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。

第3条から第9条まで 略

附 則

附 則(令和3年条例第 号)

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

2 改正後の盛岡市手数料条例別表65の12の項及び65の13の項の規定は, の条例の施行の日以後にされる住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備 のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律 (令和3年法律第48号) 第1条の規定による改正後の長期優良住宅の普及 の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第5項まで 又は第8条第1項に規定する認定の申請に対する審査の手数料について通 用し、同日前にされた長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1 <u>項から第3項まで又は第8条第1項に規定する認定の申請に対する審査の</u> 手数料については、なお従前の例による。

別表(第2条,第4条関係)

手数料を徴収する事	名称	金額
務		
1 から65の11まで		
略		
65の12 長期優良住	長期優良住宅建築等	認定申請1件につき、第
宅の普及の促進に	計画認定申請手数料	1号に定める額(長期優
関する法律第5条		良住宅の普及の促進に関
第1項から <mark>第5項</mark>		する法律第6条第2項の
までの規定に基づ		規定に基づき建築基準関
く長期優良住宅建		係規定に適合するかどう
築等計画の認定の		かの審査を受けるよう申
申請に対する審査		し出る場合にあっては,
		その額に第2号に定める
		額を加算した額)
		(1) 次に掲げる区分に
		応じ, それぞれ次に定
		める額
		ア 一戸建ての住宅
		(人の居住の用以外
		の用に供する部分を
		有しないものに限
		る。以下この項及び
		65の13の項において
		同じ。)の新築に係
		る計画 4万8,000円
		(<mark>住宅の品質確保の</mark>
		促進等に関する法律
		(平成11年法律第81
		号)第6条の2第5
		<mark>項に規定する確認書</mark>
		若しくはその写し(
		<u>以下この項において</u>
		「確認書」という。)
		<u>又は同条第5項に規</u>
		定する住宅性能評価

第1条 略

(手数料の徴収等)

の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請 等をした者から徴収する。

2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者 2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者 から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。

第3条から第9条まで 略

附 則 略

別表(第2条,第4条関係)

手数料を徴収する事	名称	金額
務		
1から65の11まで		
略		
65の12 長期優良住	長期優良住宅建築等	認定申請1件につき,第
宅の普及の促進に	計画認定申請手数料	1号に定める額(長期優
関する法律第5条		良住宅の普及の促進に関
第1項から <mark>第3項</mark>		する法律第6条第2項の
までの規定に基づ		規定に基づき建築基準関
く長期優良住宅建		係規定に適合するかどう
築等計画の認定の		かの審査を受けるよう申
申請に対する審査		し出る場合にあっては,
		その額に第2号に定める
		額を加算した額)
		(1) 次に掲げる区分に
		応じ、それぞれ次に定
		める額
		ア 一戸建ての住宅
		(人の居住の用以外
		の用に供する部分を
		有しないものに限
		る。以下この項及び
		65の13の項において
		同じ。)の新築に係
		る計画 4万8,000円
		(<mark>市長が別に定める</mark>
		者が長期優良住宅の
		普及の促進に関する
		法律第6条第1項各
		号 (第3号及び第6
		号を除く。)に掲げ
		る基準に適合してい
		<mark>ることを証明する書</mark>
		<u>類(以下この項にお</u>
		いて「適合証

田がある場合にあっては 7,000円 では 1,7,000円 では 1,7,000円 では 1,7,000円 では 1,7,000円 では 1,7,000円 では 2,000円 では 3,000円 では 2,000円 では 2,000円 では 3,000円 では 2,000円 では 3,000円 では 3,	
(住宅性能評価表) 1 2 2 2 2 2 2 3 3 3 3	
選」という。)の提出がある場合にあっては	
出がある場合にあっては、7,000円 に応じ、 7,000円 に応じ、それぞれが、に定める何にあっては 7,000円 ででは 7,000円 では 7,000円 で 7	
ては、7,000円	ハう。)の提
品質確 関する。	る場合にあっ
関する。 を強化 を強力。 を対している。 関する。 を対している。 を対している。 を対している。 を対している。 を対している。 を対している。 のでは、 ものでは、 ものでは、 ものでは、 ものでは、 ものでは、 ものではでいる。 のでは、 はいる。 にいる。	000円,住宅の
年送他 ・	<u>呆の促進等に</u>
条第1 ・ 設計	去律(平成11
及計さるもの。 この項 計住をという。 提出が、っては イ 一戸建ての住宅の 増築又は改薬に係る 計画 7万2,000円 (確認書の提出があ る場合にあっては、 1万円) ウ 共同住宅等(共同 住宅、長屋その他一 戸建ての住宅以外の 住宅をいう。以下こ の項及び55の13の項 において同じ。)の 新築に係る計画 次 に掲げる申請に係る 床面積の合計の区分 に応じ、それぞれ次 に定める額 (ア) 床面積の合計 が500平方メートル 以内のもの 11万 2,000円 (確認書表) は住宅性能評価書	第81号)第5
A	質の評価書(
この項 計価を という。 提出が多 ででは、	nた住宅に係
#住宅という 提出が、つては イ ー戸建ての住宅の 増築又は改築に係る 計画 7万2,000円 (産認書の提出があ る場合にあっては、 1万円) ウ 共同住宅等(共同 住宅、長屋その他ー 戸建ての住宅以外の 住宅をいう。以下こ の項及び65の13の項 において同じ。)の 新築に係る計画 次 に掲げる申請に係る 床面積の合計の区分 に応じ、それぞれ次 に定める額 (ア) 床面積の合計 が500平方メートル 以内のもの 11万 2,000円 (産設書又 は住宅性能評価書	<mark>こ限る。以下</mark>
上いう 提出が つては イ 一戸建ての住宅の 増築又は改築に係る 計画 7万2,000円 (確認書の提出がある場合にあっては、1 万円)	
#出がっては イー戸建ての住宅の 増築又は故楽に係る 計画 7万2,000円 (確認書の提出があ る場合にあっては、 1万円) ウ 共同住宅等(共同 住宅、長屋その他一 戸建ての住宅以外の 住宅をいう。以下こ の項及び65の13の項 において同じ。)の 新築に係る計画 次 に掲げる申請に係る 床面積の合計の区分 に応じ、それぞれ次 に定める額 (ア) 床面積の合計 が500平方メートル 以内のもの 11万 2,000円(確認書又 は住宅性能評価書	・ の写しの
プでは イ 一戸建ての住宅の 増築又は改築に係る 計画 7万2,000円 (産産) のの円 (産産) のの円 (産産) の場合にあっては、 1万円) ウ 共同住宅等(共同 住宅、長屋その他一 戸建ての住宅以外の 住宅をいう。以下こ の項及び65の13の項 において同じ。)の 新築に係る計画 次 に掲げる申請に係る 床面積の合計の区分 に応じ、それぞれ次 に定める額 (ア) 床面積の合計 が500平方メートル 以内のもの 11万 2,000円(産産者と	ある場合にあ
イ 一戸建ての住宅の 増築又は改築に係る 計画 7万2,000円 (確整書の提出があ る場合にあっては、 1万円) ウ 共同住宅等(共同 住宅、長屋その他一 戸建ての住宅以外の 住宅という。以下こ の項及び65の13の項 において同じ。)の 新築に係る計画 次 に掲げる申請に係る 床面積の合計の区分 に応じ、それぞれ次 に定める額 (ア) 床面積の合計 が500平方メートル 以内のもの 11万 2,000円(確認書又 は住宅性能評価書	<u> 1 万7,000円</u>)
増築又は改築に係る 計画 7万2,000円 (確認書の提出があ る場合にあっては、 1万円) ウ 共同住宅等(共同 住宅、長屋その他一 戸建ての住宅以外の 住宅をいう。以下こ の項及び65の13の項 において同じ。)の 新築に係る計画 次 に掲げる申請に係る 床面積の合計の区分 に応じ、それぞれ次 に定める額 (ア) 床面積の合計 が500平方メートル 以内のもの 11万 2,000円(確認書又 は住宅性能評価書	1/21,000円 建ての住宅の
計画 7万2,000円 (確認書の提出がある場合にあっては、1万円) ウ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の13の項において同じ。)の新築に係る計画次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(ア)床面積の合計が500平方メートル以内のもの11万2,000円(確認書又は住宅性能評価書	は改築に係る
(産認書の提出がある場合にあっては、1万円) ウ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の13の項において同じ。)の新築に係る計画次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(ア)床面積の合計が500平方メートル以内のもの11万2,000円(産認書又は住宅性能評価書	7万2,000円
る場合にあっては、 1万円)ウ 共同住宅等(共同 住宅、長屋その他一 戸建ての住宅以外の 住宅をいう。以下こ の項及び65の13の項 において同じ。)の 新築に係る計画 次 に掲げる申請に係る 床面積の合計の区分 に応じ、それぞれ次 に定める額 (ア) 床面積の合計 が500平方メートル 以内のもの 11万 2,000円(確認書又 は住宅性能評価書	· グロ, ooo , , <mark>証</mark> の提出があ
1万円) ウ 共同住宅等(共同 住宅、長屋その他一 戸建ての住宅以外の 住宅をいう。以下こ の項及び65の13の項 において同じ。)の 新築に係る計画 次 に掲げる申請に係る 床面積の合計の区分 に応じ、それぞれ次 に定める額 (ア) 床面積の合計 が500平方メートル 以内のもの 11万 2,000円(確認書又 は住宅性能評価書	にあっては,
住宅, 長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅という。以下この項及び65の13の項において同じ。)の類様に係る計画では、に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額でい。それぞれ次に定める額で、アートル以内のもの11万名、000円で確認書又は住宅性能評価書 (ア) 成)
戸建ての住宅以外の 住宅をいう。以下こ の項及び65の13の項 において同じ。)の 新築に係る計画 次 に掲げる申請に係る 床面積の合計の区分 に応じ、それぞれ次 に定める額 (ア) 床面積の合計 が500平方メートル 以内のもの 11万 2,000円(にない (ア) が500平方メートル 以内のもの 11万 2,000円(で記書文 (2,000円	住宅等(共同
住宅をいう。以下こ の項及び65の13の項 において同じ。)の 新築に係る計画 次 に掲げる申請に係る 床面積の合計の区分 に応じ、それぞれ次 に定める額 (ア) 床面積の合計 が500平方メートル 以内のもの 11万 2,000円(確認書又 は住宅性能評価書	長屋その他一
の項及び65の13の項において同じ。)の新築に係る計画 次に掲げる申請に係る 床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 11万2、000円(確認書又は住宅性能評価書) におい 新築ににおい に応じに に応じに で に で は で で に で と で で で で で で で で で で で で で で で	の住宅以外の
において同じ。)の 新築に係る計画 次 に掲げる申請に係る 床面積の合計の区分 に応じ、それぞれ次 に定める額 (ア) 床面積の合計 が500平方メートル 以内のもの 11万 2,000円(確認書又 は住宅性能評価書	いう。以下こ
新築に係る計画 次 に掲げる申請に係る 床面積の合計の区分 に応じ、それぞれ次 に定める額 (ア) 床面積の合計 が500平方メートル 以内のもの 11万 2,000円(確認書又 は住宅性能評価書	び65の13の項
に掲げる申請に係る 床面積の合計の区分 に応じ、それぞれ次 に定める額 (ア) 床面積の合計 が500平方メートル 以内のもの 11万 2,000円(確認書又 は住宅性能評価書	て同じ。)の
床面積の合計の区分 に応じ、それぞれ次 に定める額 (ア) 床面積の合計 が500平方メートル 以内のもの 11万 2,000円(<mark>確認書又</mark> <u>は住宅性能評価書</u>	係る計画 次
に応じ、それぞれ次 に定める額 (ア) 床面積の合計 が500平方メートル 以内のもの 11万 2,000円(<mark>確認書又</mark> は住宅性能評価書	る申請に係る
に定める額 (ア) 床面積の合計 が500平方メートル 以内のもの 11万 2,000円(<mark>確認書又</mark> は住宅性能評価書	の合計の区分
(ア) 床面積の合計 (ア) が500平方メートル が50 以内のもの 11万 以内 2,000円(確認書又は住宅性能評価書	それぞれ次
が500平方メートル 以内のもの 11万 2,000円(<mark>確認書又</mark> は住宅性能評価書	
以内のもの 11万 以内 2,000円 (確認書又は住宅性能評価書) 2,000円	
2,000円(確認書又 は住宅性能評価書)平方メートル のもの 11万
<u>は住宅性能評価書</u>	のもの 11カ 0円(<u>適合証</u>
	7 1 (<u>m m.</u>
- V/1を11/J*(X)ら/初ロ	出がある場合
	っては <mark>1万</mark>
	円,設計住宅
	平価書の写し
	出がある場合
<mark></mark>	っては6万
<u> </u>	<mark>)円</mark>)
	末面積の合計
)平方メートル
	え1,000平方メ
	ル以内のもの
	万9,000円(<u>適</u>
	о Н ПГ 3, 4
	_の提出があ ^ にま
	合にあっては
	8,000円, 設計 # # # # # # # # # # # # # # # # # # #
	<mark>生能評価書の</mark> の提出がある
	<u>の提出がめる</u> こあっては 9
	<u>にあっては9</u> 100円)
	100円) 末面積の合計
	000平方メート
	超え2,500平方
	トル以内のも

	改正後	改正前	
	の 35万2,000円		の 35万2,000円
	(<mark>確認書又は住宅</mark> 性 <mark>能評価書</mark> の提出		(<mark>適合証</mark> の提出
	がある場合にあっ		がある場合にあっ
	ては <mark>,3万3,000円</mark>		ては <mark>3万3,000円,</mark>
			設計住宅性能評価
			<u>書の写しの提出が</u>
			<u>ある場合にあって</u> は18万1,000円)
			(エ) 床面積の合計
	が2,500平方メート		が2,500平方メート
	ルを超え5,000平方		ルを超え5,000平方
	メートル以内のも		メートル以内のも
	の 63万円(<mark>確認</mark> <mark>書又は住宅性能評</mark>		の 63万円(<u>適合</u> 証
	<u>価書</u> の提出がある		の提出がある
	場合にあっては <mark>,</mark>		場合にあっては <mark>6</mark>
	6万1,000円		万1,000円, 設計住
			<u>宅性能評価書の写</u>
			<u>しの提出がある場</u> 合にあっては30万
			9,000円)
	(オ) 床面積の合計		(オ) 床面積の合計
	が5,000平方メート		が5,000平方メート
	ルを超え1万平方		ルを超え1万平方
	メートル以内のも の 108万1,000円		メートル以内のも の 108万1,000円
	(確認書又は住宅		(適合証
	<mark>性能評価書</mark> の提出		の提出
	がある場合にあっ		がある場合にあっ
	ては <u>, 10万4,000円</u>		ては <u>10万4,000円,</u> <mark>設計住宅性能評価</mark>
			書の写しの提出が
			ある場合にあって
)		<u>は47万5,000円</u>)
	(カ) 床面積の合計		(カ) 床面積の合計
	が1万平方メート ルを超え2万平方		が1万平方メート ルを超え2万平方
	メートル <mark>以内の</mark> も		メートル <mark>以内</mark> も
	の 200万円(<mark>確認</mark>		 の 200万円(<mark>適合</mark>
	書又は住宅性能評		<u>āc</u>
	価書の提出がある 担合にも、では		の提出がある
	場合にあっては <mark></mark> 17万1,000円		場合にあっては <mark>17</mark> 万1,000円,設計住
	21,721,00011		宅性能評価書の写
			しの提出がある場
			<u>合にあっては86万</u>
) (キ) 床面積の合計		4,000円 (キ) 床面積の合計
	が2万平方メート		が2万平方メート
	ルを超え3万平方		ルを超え3万平方
	メートル以内のも		メートル以内のも
	の 285万6,000円		の 285万6,000円
	(<mark>確認書又は住宅</mark> 性能評価書の提出		(<mark>適合証</mark> の提出
	<u> 注北計画者</u> の旋山		がある場合にあっ
	ては <mark>, 21万円</mark>		ては <u>21万円,設計</u>
			住宅性能評価書の
			写しの提出がある
			<u>場合にあっては117</u> 万7,000円)
	/ (ク) 床面積の合計		<u>カ7,000円</u>) (ク) 床面積の合計
	が3万平方メート		が3万平方メート
			

改正後 改正前 ルを超えるもの ルを超えるもの 349万9,000円 (確 349万9,000円 (適 認書又は住宅性能 合証 評価書の提出があ の提出があ る場合にあっては る場合にあっては 22万4,000円 住宅性能評価書の 写しの提出がある 場合にあっては142 <u>万4,00</u>0円) エ 共同住宅等の増築 エ 共同住宅等の増築 又は改築に係る計画 又は改築に係る計画 次に掲げる申請に係 次に掲げる申請に係 る床面積の合計の区 る床面積の合計の区 分に応じ, それぞれ 分に応じ, それぞれ 次に定める額 次に定める額 (ア) 床面積の合計 (ア) 床面積の合計 が500平方メートル が500平方メートル 以内のもの 16万 以内のもの 16万 8,000円(確認書の 8,000円(<mark>適合証</mark>の 提出がある場合に 提出がある場合に あっては,1万 あっては, 1万 9,000円) 9,000円) (イ) 床面積の合計 (イ) 床面積の合計 が500平方メートル が500平方メートル を超え1,000平方メ を超え1,000平方メ ートル以内のもの ートル以内のもの 26万8,000円 (確認 26万8,000円 (適合 **書**の提出がある場 <mark>証</mark>の提出がある場 合にあっては,3 合にあっては, 3 万4,000円) 万4,000円) (ウ) 床面積の合計 (ウ) 床面積の合計 が1,000平方メート が1,000平方メート ルを超え2,500平方 ルを超え2,500平方 メートル以内のも メートル以内のも の 52万8,000円 の 52万8,000円 (<mark>確認書</mark>の提出が (<mark>適合証</mark>の提出が ある場合にあって ある場合にあって は, 4万9,000円) は, 4万9,000円) (エ) 床面積の合計 (エ) 床面積の合計 が2,500平方メート が2,500平方メート ルを超え5,000平方 ルを超え5,000平方 メートル以内のも メートル以内のも の 94万5,000円 の 94万5,000円 (確認書の提出が (適合証の提出が ある場合にあって ある場合にあって は, 9万1,000円) は, 9万1,000円) (オ) 床面積の合計 (オ) 床面積の合計 が5,000平方メート が5,000平方メート ルを超え1万平方 ルを超え1万平方 メートル以内のも メートル以内のも の 162万3,000円 の 162万3,000円 (<mark>確認書</mark>の提出が (<u>適合証</u>の提出が ある場合にあって ある場合にあって は, 15万5,000円) は,15万5,000円) (カ) 床面積の合計 (カ) 床面積の合計 が1万平方メート が1万平方メート ルを超え2万平方 ルを超え2万平方 メートル以内のも メートル以内のも の 300万1,000円 の 300万1,000円 (確認書の提出が (<u>適合証</u>の提出が ある場合にあって ある場合にあって は,25万6,000円) は,25万6,000円)

	改正後				改正前	
		(キ) 床面積の合計				(キ) 床面積の合計
		が2万平方メート				が2万平方メート
		ルを超え3万平方				ルを超え3万平方
		メートル以内のも				メートル以内のも
		の 428万7,000円				の 428万7,000円
		(<mark>確認書</mark> の提出が				(<u>適合証</u> の提出が
		ある場合にあって				ある場合にあって
		は,31万5,000円)				は、31万5,000円)
		(ク) 床面積の合計				(ク) 床面積の合計
		が3万平方メート				が3万平方メート
		ルを超えるもの				ルを超えるもの
		525万2,000円(<mark>確</mark> <mark>認書</mark> の提出がある				525万2,000円(<u>適</u> <mark>合証</mark> の提出がある
		場合にあっては、				場合にあっては、
		33万5,000円)				33万5,000円)
		(2) 次に掲げる部分の				(2) 次に掲げる部分の
		区分に応じ、それぞれ				区分に応じ、それぞれ
		次に定める額				次に定める額
		ア 建築物に係る部分				ア建築物に係る部分
		8の項の右欄各号				8の項の右欄各号
		に掲げる申請又は通				に掲げる申請又は通
		知に係る床面積の合				知に係る床面積の合
		計の区分に応じ,当				計の区分に応じ,当
		該各号に定める額				該各号に定める額
		イ 建築設備(建築基				イ 建築設備 (建築基
		準法第87条の4の建				準法第87条の4の建
		築設備をいう。65の				築設備をいう。65の
		13の項において同				13の項において同
		じ。)及び工作物				じ。)及び工作物
		(同法第88条第1項				(同法第88条第1項
		及び第2項の政令で				及び第2項の政令で
		指定するものをい				指定するものをい
		う。65の13の項にお				う。65の13の項にお いて同じ。) に係る
		いて同じ。)に係る 部分 9の項の右欄				部分 9の項の右欄
		各号に掲げる審査の				各号に掲げる審査の
		区分に応じ、当該各				区分に応じ、当該各
		号に定める額				号に定める額
65の13 長期優良住	長期優良住宅建築等	変更認定申請1件につき,			長期優良住宅建築等	変更認定申請1件につき,
		第1号に定める額(長期優				第1号に定める額(長期優
する法律第8条第1	数料	良住宅の普及の促進に関		する法律第8条第1		良住宅の普及の促進に関
項の規定に基づく長		する法律第8条第2項に		項の規定に基づく長		する法律第8条第2項に
期優良住宅建築等計		おいて準用する同法第6		期優良住宅建築等計		おいて準用する同法第6
画の変更の認定の申		条第2項の規定に基づき		画の変更の認定の申		条第2項の規定に基づき
請に対する審査		建築基準関係規定に適合		請に対する審査		建築基準関係規定に適合
		するかどうかの審査を受				するかどうかの審査を受
		けるよう申し出る場合に				けるよう申し出る場合に
		あっては、その額に第2号				あっては、その額に第2号
		に定める額を加算した額)				に定める額を加算した額)
		(1) 次に掲げる区分に				(1) 次に掲げる区分に
		応じ,それぞれ次に定め				応じ,それぞれ次に定め
		る額				る額
		アー戸建ての住宅の				アー戸建ての住宅の
		新築に係る計画の変 更 65の12の項の右				新築に係る計画の変 更 65の12の項の右
		欄第1号アに定める				欄第1号アに定める
		(研) イ 一戸建ての住宅の				イ 一戸建ての住宅の
		増築又は改築に係る				増築又は改築に係る
		計画の変更 65の12				計画の変更 65の12
		の項の右欄第1号イ				の項の右欄第1号イ
		に定める額				に定める額
		ウ 共同住宅等の新築				ウ 共同住宅等の新築
			•			

改正後	改正前
に係る計画の変更	に係る計画の変更
65の12の項の右欄第	65の12の項の右欄第
1 号ウ(ア)から(ク)	1号ウ(ア)から(ク)
までに掲げる申請に	までに掲げる申請に
係る床面積の合計(8	係る床面積の合計(8
の項の右欄の規定に	の項の右欄の規定に
より算定した面積)の	より算定した面積)の
区分に応じ、それぞれ	区分に応じ, それぞれ
65の12の項の右欄第	65の12の項の右欄第
1号ウ(ア)から(ク)	1号ウ(ア)から(ク)
までに定める額	までに定める額
エ 共同住宅等の増築	エ 共同住宅等の増築
又は改築に係る計画	又は改築に係る計画
の変更 65の12の項	の変更 65の12の項
の右欄第1号エ(ア)	の右欄第1号エ(ア)
から(ク)までに掲げ	から(ク)までに掲げ
る申請に係る床面積	る申請に係る床面積
の合計(8の項の右欄	の合計(8の項の右欄
の規定により算定し	の規定により算定し
た面積) の区分に応	た面積)の区分に応
じ, それぞれ65の12の	じ, それぞれ65の12の
項の右欄第1号エ	項の右欄第1号エ
(ア)から(ク)までに	(ア)から(ク)までに
定める額	定める額
(2) 次に掲げる部分の	(2) 次に掲げる部分の
区分に応じ、それぞれ次	区分に応じ, それぞれ次
に定める額	に定める額
ア 建築物に係る部分	ア 建築物に係る部分
8の項の右欄各号	8の項の右欄各号
に掲げる申請又は通	に掲げる申請又は通
知に係る床面積の合	知に係る床面積の合
計の区分に応じ, 当該	計の区分に応じ, 当該
各号に定める額	各号に定める額
イ 建築設備及び工作	イ 建築設備及び工作
物に係る部分 9の	物に係る部分 9の
項の右欄各号に掲げ	項の右欄各号に掲げ
る審査の区分に応じ、	る審査の区分に応じ,
当該各号に定める額	当該各号に定める額
65の14から74まで	65の14から74まで
略	略

議案第 117 号

盛岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例について

1 制定の趣旨

市行造林契約が終了したことに伴う規定の整理をしようとするものである。

2 改正の内容

別表第4盛岡市新庄字貝田75番の1内の項及び盛岡市新庄字貝田75番の3の項を削る。

3 施行期日

公布の日

○盛岡市財政調整基金条例

昭和40年3月29日条例第21号

改正 略

令和3年 月 日条例第 号

盛岡市財政調整基金条例

第1条 略

(財産の種類)

第2条 基金に属する財産は、次のとおりとする。

(1) 山林

- イ 別表第1に掲げる土地及びその上にある立木
- ロ 別表第2に掲げる土地(その上にある立木を除く。)
- ハ 別表第3に掲げる土地の上にある立木
- ニ 別表第4に掲げる土地について市行造林契約に基づいて取得した権利及びその権利の目的たる土地の上にある立木
- (2) 山林の売却代金(市行造林契約に基づいて土地所有者に交付すべき 交付金を除く。),積立金,基金に編入した現金及びそれらの運用によ り取得した有価証券

第3条から第7条まで 略

附 則 略

附 則(令和3年条例第 号)

この条例は、公布の目から施行する。

別表第1から別表第3まで 略

別表第4 (第2条関係)

所在	面積(ヘクター
	ル)
盛岡市新庄字中津川5番43	3.00
盛岡市新庄字中津川34番	128.66
盛岡市新庄字貝田72番の1及び72番の2の内	67.03
盛岡市簗川第2地割52番	27. 17
盛岡市簗川第6地割62番2	10.90
盛岡市簗川第7地割3番2の内	88.00
盛岡市簗川第7地割4番	67. 92
盛岡市簗川第4地割26番2	16.84
盛岡市新庄字銭掛52番の2及び52番の3	37. 63

○盛岡市財政調整基金条例

昭和40年3月29日条例第21号

改正 略

盛岡市財政調整基金条例

第1条 略

(財産の種類)

第2条 基金に属する財産は、次のとおりとする。

- (1) 山林
 - イ 別表第1に掲げる土地及びその上にある立木
 - ロ 別表第2に掲げる土地(その上にある立木を除く。)
 - ハ 別表第3に掲げる土地の上にある立木
 - ニ 別表第4に掲げる土地について市行造林契約に基づいて取得した権利及びその権利の目的たる土地の上にある立木

改正前

(2) 山林の売却代金(市行造林契約に基づいて土地所有者に交付すべき 交付金を除く。),積立金,基金に編入した現金及びそれらの運用によ り取得した有価証券

第3条から第7条まで 略

附 則 略

別表第1から別表第3まで 略

別表第4(第2条関係)

所在	面積(ヘクター
	ル)
盛岡市新庄字中津川 5番43	3.00
盛岡市新庄字中津川34番	128.66
盛岡市新庄字貝田72番の1及び72番の2の内	67. 03
盛岡市新庄字貝田75番の1内	<u>5. 22</u>
盛岡市新庄字貝田75番の3	<u>16. 53</u>
盛岡市簗川第2地割52番	27. 17
盛岡市簗川第6地割62番2	10.90
盛岡市簗川第7地割3番2の内	88.00
盛岡市簗川第7地割4番	67. 92
盛岡市簗川第4地割26番2	16. 84
盛岡市新庄字銭掛52番の2及び52番の3	37.63

議案第 118 号

盛岡市道路の構造の一般的技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

交通事故の防止を図るため必要がある場合に道路に設ける施設として自動運行補助施設を追加するとともに、歩行者利便増進道路の構造の技術的基準を定めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 自動運行車の安全な運行を補助する施設として、交通安全施設に自動運行補助施設を加える。
- (2) 歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造に資するために設ける「歩行者利便増進道路」の設置に係る要件を規定する。

3 施行期日

公布の日

○盛岡市道路の構造の一般的技術的基準を定める条例

平成24年12月25日条例第42号

改正 略

令和3年 月 日条例第 号

盛岡市道路の構造の一般的技術的基準を定める条例

第1条から第33条まで 略

(交通安全施設)

第34条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては,横断歩道橋第34条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては,横断歩道橋 これらに類する施設で省令第3条に定めるものを設けるものとする。

第35条から第44条まで 略

(歩行者利便増進道路)

第45条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は 歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路 には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には,歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な認 置を誘導する必要があるときは,歩行者利便増進施設等を設置する場所を 確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当 該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件 又は施設を設けるものとする。

歩行者利便増進道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関す る法律(平成18年法律第91号)第10条第1項に規定する新設特定道路を関 (。) は,盛岡市移動等円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基 準を定める条例(平成24年条例第43号)で定める基準に適合する構造とす るものとする。

附 則 略

附 則(令和3年条例第 号)

の条例は、公布の日から施行する。

改正前

○盛岡市道路の構造の一般的技術的基準を定める条例

平成24年12月25日条例第42号

改正 略

盛岡市道路の構造の一般的技術的基準を定める条例

第1条から第33条まで 略

(交诵安全施設)

これらに類する施設で省令第3条に定めるものを設けるものとする。

第35条から第44条まで 略

附 則 略

議案第 119 号

盛岡市スポーツ研修センター条例を廃止する条例について

1 廃止の趣旨

スポーツ研修センターを廃止しようとするものである。

2 廃止の内容

盛岡市つなぎスポーツ研修センターについて、令和4年3月31日をもって廃止し、岩手県国民健康保険団体連合会へ返還しようとすることから、同センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めた盛岡市スポーツ研修センター条例(平成25年条例29号)を廃止しようとするもの。

3 施行期日

令和4年4月1日

4 施設の経緯

平成28年に開催された「希望郷いわて国体いわて大会」の選手の強化及びつなぎ地区の地域振興を目的として、岩手県国民健康保険団体連合会が所有する施設を無償で借り受け、平成26年4月に盛岡市つなぎスポーツ研修センターとして供用を開始した。

また、国体の終了後もスポーツ振興及び地域振興へ寄与する施設として継続してきた。

5 廃止理由

次の理由から盛岡市つなぎスポーツ研修センターを廃止する。

(1) 修繕実施状況

築61年である当該施設は、施設維持に多額の修繕費がかかっており、今後も合宿施設として 活用していくためには、更なる修繕費の支出が見込まれること。

(2) 利用状況

市内スポーツ施設からの距離や食事提供の課題があり、今後の利用者の伸びが見込めないこと。

議案第 120 号

盛岡市生活改善センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市砂子沢生活改善センターの移転新築に伴い、当該施設の位置を改めるとともに、談話室 を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 同センターの位置を「盛岡市砂子沢第10地割7番地1」から「盛岡市砂子沢第10地割65番地」に改める。
- (2) 別表中「談話室」の項を削る。 地元からの要望を踏まえ、バリアフリーに配慮した施設にするため、畳敷きの談話室を廃止 し、フローリングの研修室を広くするもの。

3 施行期日

令和3年12月24日

○盛岡市生活改善センター条例

昭和49年3月29日条例第18号

改正 略

令和3年 月 日条例第 号

盛岡市生活改善センター条例

第1条 略

(設置)

ための施設として、生活改善センターを次表のとおり設置する。

, , Mapra v v, main	Charles Company (Charles of Charles of Charl
名称	位置
盛岡市川目生活改善セ	盛岡市川目第10地割1番地1
ンター	
盛岡市砂子沢生活改善	盛岡市砂子沢第10地割65番地
センター	
盛岡市岩洞生活改善セ	盛岡市薮川字外山35番地44
ンター	

第3条から第7条まで 略

(使用料)

- 第8条 センターの使用料は,無料とする。ただし,センターの使用が次の<mark>第8条 センターの使用料は,無料とする。ただし,センターの使用が次の</mark> する。
- (1) 私的な催し等に使用するとき。
- (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。
- (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。
- (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。
- 2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。
- 第9条から第19条まで 略

附 則 略

附 則(令和3年条例第 号)

の条例は、令和3年12月24日から施行する。

別表(第8条関係)

() 力 0 不	IV1 NL/						
		午前	正午	午後	午前	正午から	午前9時
			から	5 時	9時	午後 9 時	から午後
	区分	から	午後	から	から	まで	9 時まで
		正午	5 時	午後	午後		
		まで	まで	9 時	5 時		
				まで	まで		
盛岡市川	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
目生活改	衣生活実習	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
善センタ	室						
_	食生活実習	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
	室						
盛岡市砂	研修室	<mark>300円</mark>	400円	500円	<mark>700円</mark>	<mark>900円</mark>	1,200円
子沢生活							
改善セン	食生活実習	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
ター	室						
盛岡市岩	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
洞生活改	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
善センタ	食生活実習	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
L	室						

改正前 ○盛岡市生活改善センター条例

昭和49年3月29日条例第18号

改正 略

盛岡市生活改善センター条例

第1条 略

(設置)

第2条 地域住民の生活改善の促進を図るため,研修,集会その他の活動の<mark>第2条 地域住民の生活改善の促進を図るため,研修,集会その他の活動の</mark> ための施設として、生活改善センターを次表のとおり設置する

<u> _ めの他取として、生活の</u>	(音センターを伏衣のとわり改直する。
名称	位置
盛岡市川目生活改善セ	盛岡市川目第10地割1番地1
ンター	
盛岡市砂子沢生活改善	盛岡市砂子沢第10地割7番地1
センター	
盛岡市岩洞生活改善セ	盛岡市薮川字外山35番地44
ンター	

第3条から第7条まで 略

(使用料)

- 各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収 各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収 する。
 - (1) 私的な催し等に使用するとき。
 - (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。
 - (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。
 - (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。
 - 2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。

第9条から第19条まで 略

附 則 略

別表(第8条関係)

(> a - > a	124 1/1-7						
		午前	正午	午後	午前	正午から	午前9時
		9時	から	5 時	9 時	午後9時	から午後
	区分	から	午後	から	から	まで	9時まで
'	△ 刀	正午	5 時	午後	午後		
		まで	まで	9 時	5 時		
				まで	まで		
盛岡市川	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
目生活改	衣生活実習	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
善センタ	室						
<u> </u>	食生活実習	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
	室						
盛岡市砂	研修室	300円	400円	<mark>500円</mark>	<mark>700円</mark>	<mark>900円</mark>	1,200円
子沢生活	談話室	<mark>300円</mark>	400円	<mark>500円</mark>	<mark>700円</mark>	<mark>900円</mark>	1,200円
改善セン	食生活実習	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
ター	室						
盛岡市岩	集会室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
洞生活改	研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
善センタ	食生活実習	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
_	室						
	室						

議案第 121 号

盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

施設使用料の額の軽減措置の期間を延長しようとするものである。

2 改正の内容

中央卸売市場の施設使用料については、場内業者の経営状況に鑑み、平成18年4月1日から令和4年3月31日までの間、条例で定める使用料単価を約30パーセント減額する措置を採っているが、人口減少による食料消費量の減少、食生活の変化による消費者ニーズの多様化、漁獲高の減少、卸売市場経由率の低下など、卸売市場を取り巻く環境が厳しさを増している状況に加え、今般のコロナ禍により、場内業者の経営状況がより一層厳しいものとなっていることから、当該措置の期間を令和9年3月31日まで延長するもの。

3 施行期日

公布の日

昭和46年12月25日条例第51号

改正 略

○盛岡市中央卸売市場業務規程

令和3年 月 日条例第 号

盛岡市中央卸売市場業務規程

目次及び第1条から第73条まで 略

(使用料等)

に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額の範囲内に に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額の範囲内に おいて規則で定める。

- レオス
- 料を定めることができる。
- 計算による。

第75条から第90条まで 略

附則

第1条から第9条まで 略

第10条 平成20年4月1日から<mark>令和9年3月31日</mark>までの間,別表第3第2号|第10条 平成20年4月1日から<mark>令和4年3月31日</mark>までの間,別表第3第2号 の表の規定の適用については、同表中「318円」とあるのは「220円」と、 「529円」とあるのは「370円」と、「1,187円」とあるのは「830円」と、 「991円」とあるのは「690円」と、「2,032円」とあるのは「1,420円」と、 「2,082円」とあるのは「1,455円」と,「1,549円」とあるのは「1,080円」 円」と、「1,299円」とあるのは「905円」と、「1,269円」とあるのは「885 円」と、「1,562円」とあるのは「1,090円」と、「1,380円」とあるのは「965 円」と、「1,555円」とあるのは「1,085円」と、「950円」とあるのは「665 円」と、「900円」とあるのは「630円」と、「133円」とあるのは「100円」 と,「100円」とあるのは「70円」とする。

附則略

附 則(令和3年条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1及び別表第2 略

別表第3 (第74条関係)

(1) 市場使田料

1	1) 印物医用杆	
	種別	金額
	卸売業者市場使用	卸売をした物品の数量に当該物品の価格を乗じ
	料	て得た金額の合計額の1,000分の4に相当する額
	仲卸業者市場使用	第62条の規定による報告に係る販売の金額(消費
	料	税額及び地方消費税額を除く。) の1,000分の4
		に相当する額

(2) 施設使用料

施設名	種別		金額	
中央棟	卸売業者卸	青果部	1平方メートルにつき	318円
	売場使用料		月額	
		水産物部	<i>II</i>	529円
			II .	
	倉庫使用料	青果部	II	1,187円
			II .	
		水産物部	II	991円
			II.	
	冷蔵庫使用	青果部	<i>II</i>	2,032円
	料		II .	
		水産物部	<i>II</i>	2,082円
			II.	
	業者事務所		JJ	1,549円
	使用料		IJ	

改正前 ○盛岡市中央卸売市場業務規程

昭和46年12月25日条例第51号

改正 略

盛岡市中央卸売市場業務規程 目次及び第1条から第73条まで 略

(使用料等)

第74条 市場の使用料は,月単位で徴収するものとし,その額は,別表第3|第74条 市場の使用料は,月単位で徴収するものとし,その額は,別表第3 おいて規則で定める。

- 2 市場において使用する電力、ガス、水道等の費用は、当該使用者の負担2 市場において使用する電力、ガス、水道等の費用は、当該使用者の負担 レオス
- 3 使用者は、その使用の有無にかかわらず、使用料を納付しなければなら。
 3 使用者は、その使用の有無にかかわらず、使用料を納付しなければなら。
- 4 市場施設を本来の用途以外の用途に使用するときは、市長は、別に使用|4 市場施設を本来の用途以外の用途に使用するときは、市長は、別に使用 料を定めることができる。
- 5 月割による使用料については,使用期間が1月に満たないときは,日割|5 月割による使用料については,使用期間が1月に満たないときは,日割| 計算による。

第75条から第90条まで 略

附則

第1条から第9条まで 略

の表の規定の適用については、同表中「318円」とあるのは「220円」と、 「529円」とあるのは「370円」と、「1,187円」とあるのは「830円」と、 「991円」とあるのは「690円」と、「2,032円」とあるのは「1,420円」と 「2,082円」とあるのは「1,455円」と,「1,549円」とあるのは「1,080円」 と,「1,095円」とあるのは「765円」と,「1,622円」とあるのは「1,135 と,「1,095円」とあるのは「765円」と,「1,622円」とあるのは「1,135 円」と、「1,054円」とあるのは「735円」と、「1,010円」とあるのは「705円」と、「1,054円」とあるのは「735円」と、「1,010円」とあるのは「705円」と、「1,010円」とあるのは「705円」と 円」と,「1,299円」とあるのは「905円」と,「1,269円」とあるのは「885 円」と、「1,562円」とあるのは「1,090円」と、「1,380円」とあるのは「965 円」と、「1,555円」とあるのは「1,085円」と、「950円」とあるのは「665 円」と、「900円」とあるのは「630円」と、「133円」とあるのは「100円」 と,「100円」とあるのは「70円」とする。

附 則 略

別表第1及び別表第2 略

別表第3 (第74条関係)

(1) 市場使用料

種別	金額
卸売業者市場使用	卸売をした物品の数量に当該物品の価格を乗じ
料	て得た金額の合計額の1,000分の4に相当する額
仲卸業者市場使用	第62条の規定による報告に係る販売の金額(消費
料	税額及び地方消費税額を除く。) の1,000分の4
	に相当する額

(9) 協設使田料

1	乙 / 旭月	又使用作						
	施設名	種別		金額				
	中央棟	卸売業者卸	青果部	1平方メートルにつき	318円			
		売場使用料		月額				
			水産物部	II .	529円			
				II				
		倉庫使用料	青果部	11	1,187円			
				<i>II</i>				
			水産物部	11	991円			
				II				
		冷蔵庫使用	青果部	<i>II</i>	2,032円			
		料		II				
			水産物部	<i>II</i>	2,082円			
				JJ				
		業者事務所		11	1,549円			
		使用料		IJ				

			改正後							改正前		
	仲卸業者売 場使用料	青果部	II		1,095円			仲卸業者売 場使用料	青果部	II		1,095円
		水産物部	"		1,622円				水産物部	<i>"</i>		1,622₽
		7.1.7.1% IV	,,,		1,000,1				71.77 19 HA	ji		1, 0221
	加工施設使		"		1,054円	ĺ		加工施設使		"		1,054₽
	用料		"					用料		II .		
	買荷保管積	青果部	JJ		1,010円	Ĭ		買荷保管積	青果部	II .		1,010
	込所使用料		11			ļ		込所使用料		11		
		水産物部	"		1,299円				水産物部	"		1, 299₽
			JJ							JJ		
	関連事業者		"		1,269円			関連事業者		"		1, 269₽
	売場使用料		"					売場使用料		JJ		
記言	福利厚生施		"		1,562円			福利厚生施		JJ		1,562₽
	設使用料		"					設使用料		"		
	青果仲卸配		"		1,380円			青果仲卸配		"		1,380₽
	送センター		"					送センター		JJ		
	使用料					ŀ		使用料				
	水産仲卸配 送センター		II II		1,555円			水産仲卸配 送センター)) }		1, 555₽
	医センター 使用料		"					送センター 使用料		"		
	会議室等使	会議室	1時間につき	<u>F</u>	400円			会議室等使	会議室	1時間につき	Š.	400₽
	用料	多目的ホー	. ,,		800円			用料	多目的ホー	· JJ		800₽
		ル							ル			
		調理実習室]]]		500円	ļ			調理実習室	"		500円
	J = 37=12.2.2.4	1平方メー	トルにつき	月額	950円				1平方メー	トルにつき	月額	950₽
	用料							用料				
ター	配送施設使	"		"	900円		ター	配送施設使	"		II	900₽
	用料					}		用料				
主車場	駐車場使用 料	<i>))</i>		"	133円		駐車場	駐車場使用 料	<i>11</i>		II	133₽
空地	空地使用料	<i>II</i>		"	100円	ĺ	空地	空地使用料	<i>II</i>		<i>II</i>	100₽

備考 使用面積に1平方メートル未満の端数があるとき又は使用面積が1 平方メートルに満たないときは、その端数又は使用面積をそれぞれ1 平方メートルとして計算する。

備考 使用面積に1平方メートル未満の端数があるとき又は使用面積が1 平方メートルに満たないときは、その端数又は使用面積をそれぞれ1 平方メートルとして計算する。

議案第 122 号

盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

特定教育・保育施設等の事業において、書面等に代えて電磁的記録又は電磁的方法により行うことができるものを定めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例の規定において書面等で行うことが規定されているものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができるものとする。
- (2) 事業者は、条例の規定により交付することとされた書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該交付の相手方からの申出によらず、相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法により提供することができるものとする。また、事業者が教育・保育給付認定保護者から書面等による同意を取得することについても、電磁的方法により取得することができるものとする。

3 施行期日

公布の日

○盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定 める条例

平成26年9月30日条例第35号

改正 略

令和3年 月 日条例第 号

盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定 める条例

月次

第1章 総則(第1条~第3条)

第2章 特定教育・保育施設の運営の基準

第1節 利用定員の基準(第4条)

第2節 運営の基準 (第5条~第34条)

第3節 特例施設型給付費の基準 (第35条・第36条)

第3章 特定地域型保育事業者の運営の基準

第1節 利用定員の基準 (第37条)

第2節 運営の基準 (第38条~第50条)

第3節 特例地域型保育給付費の基準(第51条・第52条)

第4章 雑則(第53条)

第1条から第4条まで 略

(内容及び手続の説明並びに同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、 あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利 用申込者」という。) に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の 勤務体制,第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利 用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記載した文 書を交付して説明を行い, 当該提供の開始について当該利用申込者の同意 を得なければならない。

改正前

○盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定 める条例

平成26年9月30日条例第35号

改正 略

盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定 める条例

目次

第1章 総則(第1条~第3条)

第2章 特定教育・保育施設の運営の基準

第1節 利用定員の基準(第4条)

第2節 運営の基準 (第5条~第34条)

第3節 特例施設型給付費の基準 (第35条・第36条)

第3章 特定地域型保育事業者の運営の基準

第1節 利用定員の基準(第37条)

第2節 運営の基準 (第38条~第50条)

第3節 特例地域型保育給付費の基準(第51条・第52条)

附則

第1条から第4条まで 略

(内容及び手続の説明並びに同意)

- 第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、 あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利 用申込者」という。) に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の 勤務体制,第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利 用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記載した文 書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意 を得なければならない。
- 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には の文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者の 承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用す る方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの (以下この条において「電磁的方法」という。) により提供するこ
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの
 - ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に 係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の 使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイル に記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申 込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えら れたファイルに当該重要事項を記録する方法
- 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法によ り一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するこ アイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することに よる文書を作成することができるものでなければならない。
- 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用 に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回 線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項 を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用 いる電磁的方法について次に掲げる種類及び内容を示し、文書又は電磁的 方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するも

ファイルへの記録の方式

第6条から第37条まで 略

(内容及び手続の説明並びに同意)

あらかじめ、利用申込者に対し、第42条に規定する連携施設の種類、名称 あらかじめ、利用申込者に対し、第42条に規定する連携施設の種類、名称 及び連携協力の概要,第46条に規定する運営規程の概要,職員の勤務体制, 及び連携協力の概要,第46条に規定する運営規程の概要,職員の勤務体制,

第6条から第37条まで 略

(内容及び手続の説明並びに同意)

第38条 特定地域型保育事業者は,特定地域型保育の提供の開始に際しては,第38条 特定地域型保育事業者は,特定地域型保育の提供の開始に際しては,

改正前

第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の 保育の選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明 を行い, 当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

保育の選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明 を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 第5条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による文書の交付に

第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の

<mark>ついて準用する。</mark>

第39条から第52条まで 略

第39条から第52条まで 略

第4章 雑則

(電磁的記録等)

- **第53条 特定教育・保育施設等は,記録,作成,保存その他これらに類する** もののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本 抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識する <u>とができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条に</u>は <u>いて同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書配</u> 等に代えて,当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式,磁気的方式その 也人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であっ て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条に <u>おいて同じ。)により行うことができる。</u>
- 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付について は、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等 の交付に代えて、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「詞 載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に 係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機と と電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において 同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって 次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提 供することができる。
- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付款 定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて 送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録 する方法
 - イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイ ルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認力 保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子記 算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記 載事項を記録する方法
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法に。 り一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製する ファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの言 録を出力することによる文書を作成することができるものでなければなら ない。
- 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により教育・保育給付認定保護 者に対して記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、その用いる 電磁的方法について次に掲げる種類及び内容を示し,文書又は電磁的方法 による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に掲げる方法のうち特定教育・保育施設等が使用するも
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前3項の規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得につい て準用する。この場合において、第2項中「による書面等の交付」とある <u>のは「による同意(以下この条において単に「同意」という。) のうち</u>書 よるもの」と,「の交付に代えて,当該書面等に記載すべき事項(『 下この条において「記載事項」という。)を」とあるのは「による同意し 代えて、」と、「提供する」とあるのは「同意を得る」と、同項第1号々 及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同号中「ろ 付する」とあるのは「受領する」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第 5項において準用する前項各号」と、前項中「第2項の」とあるのは「₺ 項において準用する第2項の」と、「に対して記載事項を提供しよう」と あるのは「から同意を得よう」と、同項第1号中「第2項各号」とあるの 「次項において準用する第2項各号」と読み替えるものとする

附 則 略

附 則(令和3年条例第 号)

附 則 略

改正後	改正前			
この条例は、公布の日から施行する。				

議案第 123 号

盛岡市児童館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市立見前北児童センターを設置する日を変更しようとするものである。

2 改正の内容

盛岡市立見前北児童センターの設置日について、工期の延長により、令和4年4月1日から同年6月13日に改めるものである。

3 施行期日

公布の日

改正後 改正前 ○盛岡市児童館条例の一部を改正する条例 ○盛岡市児童館条例の一部を改正する条例 令和3年3月25日条例第16号 令和3年3月25日条例第16号 改正 令和3年 月 日条例第 号 盛岡市児童館条例の一部を改正する条例 盛岡市児童館条例の一部を改正する条例 盛岡市児童館条例(昭和53年条例第19号)の一部を次のように改正する。 盛岡市児童館条例(昭和53年条例第19号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項の表盛岡市立大新児童館の項を次のように改める。 第2条第1項の表盛岡市立大新児童館の項を次のように改める。 盛岡市立大新児童センター 盛岡市南青山町6番10号 盛岡市立大新児童センター 盛岡市南青山町6番10号 第2条第1項の表に次のように加える。 第2条第1項の表に次のように加える。 盛岡市立見前北児童センター 盛岡市西見前18地割17番地1 盛岡市立見前北児童センター 盛岡市西見前18地割17番地1 この条例中第2条第1項の表盛岡市立大新児童館の項の改正規定は令和4 この条例は、令和4年4月1日 <mark>F4月1日から, 同表に1項を加える改正規定は同年6月13日</mark>から施行する から施行する。

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 124 号

盛岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

出産育児一時金の額を改定しようとするものである。

2 改正の内容

一般的に出産一時金は「産科医療補償制度」の掛金相当額が加算され42万円が支給されているが、令和4年1月1日から同掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることに伴い、国においては、出産育児一時金の総支給額を42万円に維持するべく、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)に規定する出産育児一時金の額を「40万4,000円」から「40万8,000円」に改めた。このことから、当市においても条例第3条第1項に規定する出産育児一時金の額を「40万4,000円」から「40万8,000円」に引き上げようとするもの。

なお,当該掛金に相当する加算額の改正については,同項ただし書の規定により,規則で対応 するもの。

(参考)

	改正前	改正後
条例第3条第1項に規定する額	404,000円	408,000円
条例第3条第1項ただし書の規定に基づき	16 000⊞	19,000⊞
条例施行規則第8条に規定する額	16, 000円	12,000円
승計	420,000円	420,000円

3 施行期日

令和4年1月1日

4 その他

「産科医療補償制度」とは、平成21年1月に創設された、通常妊娠・分娩にもかかわらず脳性 麻痺になった小児と家族に補償金を支払う制度。 昭和34年3月30日条例第8号

改正後

○盛岡市国民健康保険条例

○盛岡市国民健康保険条例

昭和34年3月30日条例第8号

改正 略

令和3年 月 日条例第 号

盛岡市国民健康保険条例

盛岡市国民健康保険条例 (昭和28年条例第46号) の全部を改正する。

第1条及び第2条 略

(出産育児一時金)

- められるときは、<mark>40万8,000円</mark>に、3万円を超えない範囲内で規則で定める 額を加算する。
- 2 前項の規定にかかわらず,出産育児一時金の支給は,同一の出産につき,2 前項の規定にかかわらず,出産育児一時金の支給は,同一の出産につき, 健康保険法(大正11年法律第70号),船員保険法(昭和14年法律第73号), 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、 又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。) 又は地方公務員等 を受けることができる場合には, 行わない。

第4条から第12条まで 略

附 則 略

附 則(令和3年条例第 号)

- この条例は、令和4年1月1日から施行する。
- の条例の施行の日前に出産した被保険者に係る盛岡市国民健康保険系 例第3条第1項に規定する出産育児一時金の額については、なお従前の係 による。

改正 略

盛岡市国民健康保険条例

盛岡市国民健康保険条例(昭和28年条例第46号)の全部を改正する。

改正前

第1条及び第2条 略

(出産育児一時金)

- 第3条 被保険者が出産したときは,当該被保険者の属する世帯の世帯主に|第3条 被保険者が出産したときは,当該被保険者の属する世帯の世帯主に 対し、出産育児一時金として40万8,000円を支給する。ただし、健康保険法 対し、出産育児一時金として40万4,000円を支給する。ただし、健康保険法 施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認 められるときは、<mark>40万4,000円</mark>に、3万円を超えない範囲内で規則で定める 額を加算する。
- 健康保険法(大正11年法律第70号),船員保険法(昭和14年法律第73号), 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し, 又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等 共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によつて、これに相当する給付 共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によつて、これに相当する給付 を受けることができる場合には, 行わない。

第4条から第12条まで 略

附 則 略

議案第 125 号

盛岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

公衆浴場の脱衣室及び浴室を男女各別に利用させる年齢の基準を改めようとするものである。

2 改正の内容

脱衣室及び浴室を男女別に利用させる年齢の基準を、現在の「12歳」から「7歳」に引き下げる。

3 施行期日

令和4年4月1日(条例の公布の日から3箇月の周知期間を設けるため。)

4 その他

(1) 引き下げ年齢の判断

改正内容については、令和3年10月6日(水)から同月25日(月)の期間にパブリックコメントを実施し、親子の性別が異なるひとり親世帯等に配慮し、混浴制限年齢をもう少し高くして欲しい旨の意見が1人から1件寄せられたが、国が「公衆浴場における衛生等管理要領」で示す混浴制限年齢が「おおむね7歳以上」に引き下げられたこと、及びそれに先立ち国が実施した令和元年度厚生労働科学特別研究事業「子供の発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」の意識調査で、大人、子ども、公衆浴場営業者いずれも混浴禁止にすべきと考える(子どもにおいては恥ずかしいと感じる)年齢が6歳~7歳の割合が最も高かったことを踏まえ、特に子どもが混浴を恥ずかしいと感じる年齢を考慮し「7歳以上」に引き下げることとする。

(2) 岩手県の動向

公衆浴場法施行条例(昭和35年岩手県条例第58号)について、当市と同様に男女の混浴制限年齢を現在の「12歳」から「7歳」に引き下げるための条例案を令和4年2月議会に提出予定である。

(3) 他自治体の状況

東北6県については、条例に混浴制限年齢の規定が無い福島県以外は、混浴制限年齢を7歳 に引き下げるための条例の改正を実施済み又は検討中とのこと。

○盛岡市公衆浴場法施行条例

平成24年12月25日条例第73号

改正 略

令和3年 月 日条例第 号

盛岡市公衆浴場法施行条例

第1条から第3条まで 略

(措置の基準)

- 準は,次に掲げるとおりとする。
 - (1) 脱衣室及び浴室には、換気及び採光のための窓又はこれに代わるべ き設備を設けること。
 - (2) 脱衣室及び浴室の照明は、床面において常に150ルクス以上の照度と すること。
 - (3) 浴槽内には、温度計を備え付け、浴場は、適温を保つようにし、か つ, 温度の調節に必要な設備を設けること。
 - (4) 脱衣室は,入浴者が脱衣及び着衣に支障のない程度に保温すること。
 - (5) 脱衣室の面積は、入浴者数に応じた適当な広さとすること。
 - (6) 脱衣室には、衣類その他の携帯品等を保管し得る戸棚又は容器を設 け, 常に清潔にしておくこと。
 - (7) 脱衣室と浴室との境界は、見通しができるような材料を用いること。
 - (8) 入浴者用便所は、男女脱衣室から出入りできる場所にそれぞれ1個 以上設け、常に清潔に保つこと。
 - (9) 洗い場の側壁の高さ1メートルまでの部分,床及び浴槽は,耐水性 の材料を用いること。
 - (10) 洗い場には、傾斜を施し、汚水溝を設け、当該汚水溝は、蓋をして 清潔にし、浴用に供した湯水が屋外の下水溝に自然に流れ出るようにす
 - (11) 洗い場の床面積は、浴槽の面積の3倍以上とすること。
 - (12) 給湯栓及び給水栓は、入浴者数に応じた適当な数を、0.7メートル以 上の間隔で設けること。
 - (13) 洗い場には、相当数の洗いおけ及び1人掛け用の洗い腰掛けを備え 付け,常に清潔にしておくこと。
 - (14) 男女用ともそれぞれ,浴槽の面積は1.6平方メートル以上とし,浴槽 の縁の高さはおおむね0.05メートル以上とすること。
 - (15) 浴槽の湯水は、入浴に十分な量とし、かつ、汚濁しないようにする こと。
 - (16) 浴槽に直接に注入する温水の原料である冷水、浴槽に直接に注入し、 又は給湯栓若しくは給水栓(シャワーその他これに類するものを含む。) から供給する温水又は冷水及び浴槽内の湯水の水質は、規則で定める基 準に適合するものであること。
 - (17) 連日使用型循環浴槽(浴槽内の湯水を24時間以上にわたり,浴槽か ら完全な排出及び入替えをせずに、当該湯水を循環ろ過している方式の 浴槽をいう。以下同じ。) の湯水は、浴槽から1週間に1回以上完全に 排出し,入替えを行い,浴槽の消毒及び清掃を行うこと。
 - (18) 浴槽(連日使用型循環浴槽を除く。)の湯水は、1日に1回以上換 えること。この場合においては、浴室内を十分に清掃すること。
 - (19) 肉眼では見えない微小な水粒を発生させる気泡発生装置,ジェット 噴射装置,シャワー,打たせ湯等の設備には,連日使用型循環浴槽の湯 水を使用しないこと。
 - (20) 気泡発生装置及びジェット噴射装置の空気取入口から土ほこりが入 らないようにすること。
 - (21) 循環ろ過装置を設置している設備には、その循環経路内の毛髪その 他これに類するものを除去する装置を設置すること。
 - (22) 循環ろ過装置は、1週間に1回以上消毒及び汚れの排出を行うこと。
 - (23) 浴槽に直接に注入する温水(摂氏60度以上の温水及び循環ろ過方式 により還流される温水を除く。)を貯湯槽に滞留させないようにするこ と。ただし、これにより難い場合は、消毒等の方法により貯湯槽の温水 を規則で定める基準に適合させるようにすること。
 - (24) 露天風呂の浴槽水が屋内の浴槽水に混じらないようにすること。
 - (25) 脱衣室及び浴室は、外部から見通しのできないようにすること。

改正前

○盛岡市公衆浴場法施行条例

平成24年12月25日条例第73号

改正 略

盛岡市公衆浴場法施行条例

第1条から第3条まで 略

(措置の基準)

- 第4条 法第3条第2項に規定する入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基第4条 法第3条第2項に規定する入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基 準は,次に掲げるとおりとする。
 - (1) 脱衣室及び浴室には、換気及び採光のための窓又はこれに代わるべ き設備を設けること。
 - (2) 脱衣室及び浴室の照明は、床面において常に150ルクス以上の照度と すること
 - (3) 浴槽内には、温度計を備え付け、浴場は、適温を保つようにし、か つ, 温度の調節に必要な設備を設けること。
 - (4) 脱衣室は,入浴者が脱衣及び着衣に支障のない程度に保温すること。
 - (5) 脱衣室の面積は、入浴者数に応じた適当な広さとすること。
 - (6) 脱衣室には、衣類その他の携帯品等を保管し得る戸棚又は容器を設 け, 常に清潔にしておくこと。
 - (7) 脱衣室と浴室との境界は、見通しができるような材料を用いること。
 - (8) 入浴者用便所は、男女脱衣室から出入りできる場所にそれぞれ1個 以上設け、常に清潔に保つこと。
 - (9) 洗い場の側壁の高さ1メートルまでの部分,床及び浴槽は,耐水性 の材料を用いること。
 - (10) 洗い場には、傾斜を施し、汚水溝を設け、当該汚水溝は、蓋をして 清潔にし、浴用に供した湯水が屋外の下水溝に自然に流れ出るようにす
 - (11) 洗い場の床面積は、浴槽の面積の3倍以上とすること。
 - (12) 給湯栓及び給水栓は、入浴者数に応じた適当な数を、0.7メートル以 上の間隔で設けること。
 - (13) 洗い場には、相当数の洗いおけ及び1人掛け用の洗い腰掛けを備え 付け,常に清潔にしておくこと。
 - (14) 男女用ともそれぞれ、浴槽の面積は1.6平方メートル以上とし、浴槽 の縁の高さはおおむね0.05メートル以上とすること。
 - (15) 浴槽の湯水は、入浴に十分な量とし、かつ、汚濁しないようにする
 - (16) 浴槽に直接に注入する温水の原料である冷水,浴槽に直接に注入し、 又は給湯栓若しくは給水栓(シャワーその他これに類するものを含む。) から供給する温水又は冷水及び浴槽内の湯水の水質は、規則で定める基 準に適合するものであること。
 - (17) 連日使用型循環浴槽(浴槽内の湯水を24時間以上にわたり,浴槽か ら完全な排出及び入替えをせずに、当該湯水を循環ろ過している方式の 浴槽をいう。以下同じ。) の湯水は、浴槽から1週間に1回以上完全に 排出し,入替えを行い,浴槽の消毒及び清掃を行うこと。
 - (18) 浴槽(連日使用型循環浴槽を除く。)の湯水は、1日に1回以上換 えること。この場合においては、浴室内を十分に清掃すること。
 - (19) 肉眼では見えない微小な水粒を発生させる気泡発生装置,ジェット 噴射装置,シャワー,打たせ湯等の設備には,連日使用型循環浴槽の湯 水を使用しないこと。
 - (20) 気泡発生装置及びジェット噴射装置の空気取入口から十ほこりが入 らないようにすること。
 - (21) 循環ろ過装置を設置している設備には、その循環経路内の毛髪その 他これに類するものを除去する装置を設置すること。
 - (22) 循環ろ過装置は、1週間に1回以上消毒及び汚れの排出を行うこと。
 - (23) 浴槽に直接に注入する温水(摂氏60度以上の温水及び循環ろ過方式 により還流される温水を除く。) を貯湯槽に滞留させないようにするこ と。ただし、これにより難い場合は、消毒等の方法により貯湯槽の温水 を規則で定める基準に適合させるようにすること。
 - (24) 露天風呂の浴槽水が屋内の浴槽水に混じらないようにすること。
 - (25) 脱衣室及び浴室は、外部から見通しのできないようにすること。

- (26) 脱衣室及び浴室は、男子用及び女子用に区別して設け、かつ、7歳 未満の者を除き、男女各別に利用させるようにし、その境界には、見通 しのできない障壁を設けること。
- 項に規定する基準にかかわらず,一般公衆浴場で前条第2項第1号に該当 するものにあっては前項第11号,第12号,第14号及び第18号に,その他の 公衆浴場にあっては同項第2号,第7号,第8号,第11号から第14号まで, 第18号及び第26号に規定する基準の全部又は一部を適用しない。

第5条から第7条まで 略

附 則 略

附 則(令和3年条例第 号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

改正前

- (26) 脱衣室及び浴室は,男子用及び女子用に区別して設け,かつ,<mark>12歳</mark> 未満の者を除き、男女各別に利用させるようにし、その境界には、見通 しのできない障壁を設けること。
- 2 衛生上及び風紀上支障がない場合において市長の承認を得たときは、前2 衛生上及び風紀上支障がない場合において市長の承認を得たときは、前 項に規定する基準にかかわらず、一般公衆浴場で前条第2項第1号に該当 するものにあっては前項第11号,第12号,第14号及び第18号に,その他の 公衆浴場にあっては同項第2号, 第7号, 第8号, 第11号から第14号まで, 第18号及び第26号に規定する基準の全部又は一部を適用しない。

第5条から第7条まで 略

附 則 略

議案第 126 号

盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

繋小学校を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

第2条の表から次の小学校の項を削る。

名称	位置
盛岡市立繋小学校	盛岡市繋字舘市 114番地 1

3 施行期日

令和4年4月1日

4 その他

廃止する繋小学校の学区は、太田小学校の学区とする。

(参考) 近年の児童数の推移 (繋小学校)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
児童数	18人	18人	16人	15人	12人
22 √π. ₩Α	4(うち複式	4(うち複式	3(うち複式	3(うち複式	3(うち複式
学級数	1)	1)	2)	2)	2)

○盛岡市立学校に関する条例

昭和39年3月30日条例第46号

改正 略

令和3年 月 日条例第 号

盛岡市立学校に関する条例

第1条 略

(小学校)

第2条 小学校を次表のとおり設置する。

2条 小字校を伏衣のと	わり改直りる。
名称	位置
盛岡市立仁王小学校	盛岡市本町通二丁目18番1号
盛岡市立城南小学校	盛岡市若園町9番20号
盛岡市立桜城小学校	盛岡市大通三丁目8番1号
盛岡市立厨川小学校	盛岡市前九年一丁目2番1号
盛岡市立仙北小学校	盛岡市仙北二丁目19番1号
盛岡市立杜陵小学校	盛岡市肴町1番6号
盛岡市立山岸小学校	盛岡市山岸二丁目13番1号
盛岡市立大慈寺小学校	盛岡市大慈寺町6番47号
盛岡市立米内小学校	盛岡市上米内字米内沢50番地の9
盛岡市立土淵小学校	盛岡市土淵字幅 2 番地の 3
盛岡市立中野小学校	盛岡市中野二丁目12番1号
盛岡市立本宮小学校	盛岡市本宮二丁目25番1号
盛岡市立青山小学校	盛岡市青山二丁目7番2号
盛岡市立北厨川小学校	盛岡市厨川三丁目5番1号
盛岡市立河北小学校	盛岡市長田町16番1号
盛岡市立上田小学校	盛岡市上田三丁目16番45号
盛岡市立山王小学校	盛岡市小杉山3番1号
盛岡市立緑が丘小学校	盛岡市黒石野一丁目6番1号
盛岡市立太田小学校	盛岡市上太田上吉本1番地の1
盛岡市立太田東小学校	盛岡市上太田上野屋敷8番地の1
盛岡市立城北小学校	盛岡市みたけ三丁目12番1号
盛岡市立大新小学校	盛岡市南青山町 6番10号
盛岡市立松園小学校	盛岡市松園三丁目12番1号
盛岡市立月が丘小学校	滝沢市穴口328番地
盛岡市立高松小学校	盛岡市上田堤二丁目31番12号
盛岡市立東松園小学校	盛岡市東松園二丁目5番1号
盛岡市立見前小学校	盛岡市西見前18地割17番地2
盛岡市立飯岡小学校	盛岡市下飯岡8地割48番地
盛岡市立羽場小学校	盛岡市羽場17地割55番地2
盛岡市立永井小学校	盛岡市永井10地割16番地
盛岡市立手代森小学校	盛岡市手代森22地割47番地
盛岡市立津志田小学校	盛岡市津志田中央一丁目8番40号
盛岡市立見前南小学校	盛岡市西見前13地割167番地
盛岡市立都南東小学校	盛岡市乙部12地割16番地1
盛岡市立北松園小学校	盛岡市北松園二丁目12番1号
盛岡市立玉山小学校	盛岡市日戸字市の坪53番地
盛岡市立渋民小学校	盛岡市渋民字鶴塚114番地
盛岡市立生出小学校	盛岡市下田字仲平59番地36
盛岡市立巻堀小学校	盛岡市巻堀字巻堀12番地1
盛岡市立好摩小学校	盛岡市好摩字夏間木70番地60
盛岡市立向中野小学校	盛岡市向中野二丁目39番27号
りをふさ 笠 C タナベ 一 眇	

第3条から第6条まで 略

附 則 略

附 則(令和3年条例第 号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

改正前

昭和39年3月30日条例第46号

改正 略

盛岡市立学校に関する条例

○盛岡市立学校に関する条例

第1条 略

(小学校)

第2条 小学校を次表のとおり設置する。

52条 小学校を次表のと	
名称	位置
盛岡市立仁王小学校	盛岡市本町通二丁目18番1号
盛岡市立城南小学校	盛岡市若園町 9 番20号
盛岡市立桜城小学校	盛岡市大通三丁目8番1号
盛岡市立厨川小学校	盛岡市前九年一丁目2番1号
盛岡市立仙北小学校	盛岡市仙北二丁目19番1号
盛岡市立杜陵小学校	盛岡市肴町1番6号
盛岡市立山岸小学校	盛岡市山岸二丁目13番1号
盛岡市立大慈寺小学校	盛岡市大慈寺町6番47号
盛岡市立米内小学校	盛岡市上米内字米内沢50番地の 9
盛岡市立土淵小学校	盛岡市土淵字幅2番地の3
盛岡市立中野小学校	盛岡市中野二丁目12番1号
盛岡市立本宮小学校	盛岡市本宮二丁目25番1号
盛岡市立青山小学校	盛岡市青山二丁目7番2号
盛岡市立北厨川小学校	盛岡市厨川三丁目5番1号
盛岡市立河北小学校	盛岡市長田町16番1号
盛岡市立上田小学校	盛岡市上田三丁目16番45号
盛岡市立山王小学校	盛岡市小杉山3番1号
盛岡市立緑が丘小学校	盛岡市黒石野一丁目6番1号
盛岡市立太田小学校	盛岡市上太田上吉本1番地の1
盛岡市立太田東小学校	盛岡市上太田上野屋敷8番地の1
盛岡市立繋小学校	盛岡市繋字舘市114番地の1
盛岡市立城北小学校	盛岡市みたけ三丁目12番1号
盛岡市立大新小学校	盛岡市南青山町6番10号
盛岡市立松園小学校	盛岡市松園三丁目12番1号
盛岡市立月が丘小学校	滝沢市穴口328番地
盛岡市立高松小学校	盛岡市上田堤二丁目31番12号
盛岡市立東松園小学校	盛岡市東松園二丁目5番1号
盛岡市立見前小学校	盛岡市西見前18地割17番地2
盛岡市立飯岡小学校	盛岡市下飯岡 8 地割48番地
盛岡市立羽場小学校	盛岡市羽場17地割55番地 2
盛岡市立永井小学校	盛岡市永井10地割16番地
盛岡市立手代森小学校	盛岡市手代森22地割47番地
盛岡市立津志田小学校	盛岡市津志田中央一丁目8番40号
	盛岡市西見前13地割167番地
盛岡市立都南東小学校	盛岡市乙部12地割16番地 1
盛岡市立北松園小学校	盛岡市北松園二丁目12番1号
盛岡市立玉山小学校	盛岡市日戸字市の坪53番地
盛岡市立渋民小学校	盛岡市渋民字鶴塚114番地
盛岡市立生出小学校	盛岡市下田字仲平59番地36
盛岡市立巻堀小学校	盛岡市巻堀字巻堀12番地 1
盛岡市立好摩小学校	盛岡市好摩字夏間木70番地60
盛岡市立向中野小学校	盛岡市向中野二丁目39番27号
3冬から筆6冬まで 略	

第3条から第6条まで 略

附 則 略